

第 33 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 31 日 (木) 10:00 ~ 11:40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
(部 会 長) 西郷浩
(委 員) 北村行伸、中村洋一
(専 門 委 員) 工藤貴史、三浦秀樹
(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県
(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：矢野センサス統計室長ほか
(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長、空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更 (名称の変更) について
- 5 概 要

前回部会において出された整理事項、基幹統計の名称案、漁業センサス (以下「本調査」という。) の変更及び漁業センサスの指定の変更 (名称の変更) の答申案について審議を行った。

部会長から答申案が示され、審議の結果、文言の一部修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、第 62 回統計委員会 (2 月 15 日開催予定) において部会長から報告することとされた。

審議における委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回部会において出された整理事項について

魚市場における HACCP 手法の導入状況に関する把握の必要性に関し、農林水産省から、今後、魚市場における品質・衛生管理対策の進展状況等に応じて当該把握を検討する旨の説明が行われた。この説明を踏まえ、HACCP 手法の導入状況に関する調査事項の変更は了承された。

(2) 基幹統計の名称案について

基幹統計の名称を「水産業構造統計」にした場合、水産食料品等の製造業のみならず、卸売りや小売りといった流通面も統計の対象と考えられるが、現在の漁業センサスではそうした範囲まで対象としているわけではなく、統計の名称と内容が整合しなくなることから、基幹統計の名称としては、「漁業構造統計」が適当であると考えられる。

統計法令との関係に関する問題については、統計法施行令に規定されている「漁業」を「水産業」に変更すれば解決できるのか。

統計法施行令に規定されている「漁業」を「水産業」に変更するに当たっては、統計法施行令中の「漁業」に関する従来からの解釈との関係、漁業センサスにより作成される統計の内容との整合性など様々な観点からの検討が必要である。

基幹統計の名称については、対象範囲の明確性、他の基幹統計の名称との整合性、統計の内容と統計法令との関係から審議した結果、部会としては、「漁業構造統計」が適当であ

ると判断する。

(3) 答申案について

ア 漁船登録データの活用について

漁船登録データを調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することが難しい理由の一つとして、各都道府県において当該データを管理しているフォーマットが様々であることを挙げているが、一般論として行政記録情報がそうした状況であると半永久的に活用できないということになるのではないか。

行政記録情報の統計作成への活用に当たり、当該情報の管理方法の形態が支障となっている状況は、本調査に限らず、他の統計調査においてもみられるものである。したがって、こうした横断的な問題については、政府統計全体に係る課題として、例えば次期の基本計画において、より一歩活用を進めるための方策を検討すること等が考えられるのではないか。

イ 今後の課題（オンライン調査に関する利用状況の把握）について

今後の課題として、流通加工調査においてオンライン調査の利用促進が図られていないことから、その原因を把握することを指摘しているが、具体的な把握方法としてどのようなものが考えられるのか。

流通加工調査の調査対象となっている水産加工業者に対して、本調査の実施に合わせてオンライン調査の利用に関するアンケートを実施することや、本調査後に実査を担当した地方農政局や地域センターからオンライン調査の利用状況に関する事後報告を求める等により、情報を把握することを考えているところである。